

計画策定等の見直しについて

1 現状・課題

- ・平成11年7月の「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の成立により、地方自治体への国の関与が法定化されたが、以降、地方自治体に計画策定の努力義務やできる規定を課す法律が増加し、これに対応する業務量も増加している。（なお、計画策定は、法律上、努力義務やできる規定となっているが、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていたり、国による策定状況の調査・公表等により、事実上策定せざるを得ない。）
- ・こうした計画の策定は、策定に関する事務だけでなく、進捗管理、評価や計画の更新が必要であり、業務の増加を招いている。
- ・さらに、同種の課題に対し計画を策定することで類似の計画が乱立することとなり、県民から見てわかりづらい計画体系となる懸念がある。

2 国の動向

- ・このような状況の中、地方六団体は、国に対し、新たな計画の策定等、地方に一律の義務付け・枠付けを行うことを避けるよう要望している。
- ・また、関東地方知事会は、地方自治体が既に策定している各種計画に当該法令の趣旨に沿う記載があれば新たな計画策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重することを要望している。
- ・これらを受け、内閣府地方分権改革有識者会議の審議を経て、内閣府地方分権改革推進室の「地方分権改革に関する提案募集」の令和3年度重点テーマとして「計画策定等」が設定され、地方公共団体からの提案の募集が行われた。現在、内閣府で関係府省との調整及び検討が行われている。

【参考】地方分権改革に関する提案募集（内閣府地方分権改革推進室）令和3年度重点募集テーマ「計画策定等」（募集期間：R3.2.25～6.8まで）

地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し

- ・計画等の策定に係る規定の見直し（廃止、「できる」規定化等）
- ・計画等の内容に係る規定（盛り込むべき事項の記載等）の見直し
- ・計画等の策定に係る手続の見直し（簡素化等）等

<提案の視点の例>

- ・既に役割を終えた計画や施策を推進する上で必要性の乏しい計画はないか。
- ・得られる財政支援等に比して過大な内容の計画の策定が求められているケースはないか。
- ・内容が類似しており複数の計画をまとめて策定することが可能であるにもかかわらず、計画期間の齟齬などによりまとめて策定できないケースはないか。
- ・手続を簡素化できる計画はないか。

3 対応

- ・現時点では、国による検討の方向性が未確定であり、県独自に計画の統廃合等を進めることは困難であるため、国の検討状況を注視しながら、県における対応を検討していく。

「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】① 資料3

<総論>

- 計画策定等の義務付けの見直しについては、全国知事会においてワーキングチームが設置され検討が行われるなど、地方側においても強い問題意識が持たれている。また、国会においても質疑が繰り返されるなど、強い問題意識が持たれている。このことを踏まえ、地方分権改革有識者会議において調査を行った結果、法定された条項数は過去10年間で約1.5倍に増加していることが明らかとなった。
- 各制度の所管府省が、所掌事務について全国的に推進する目的で法定計画の義務付け等を行うことは、問題意識としては理解できるものの、政府全体としてみれば、**自治体に大きな負担を強いており、本来注力すべき総合調整業務や個別施策の実施といった総合行政の機能を著しく損ねている。**
- 特に各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、**各府省による新たな義務付け等の創設は、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっていることに留意すべき**である。
- 以上から、**計画策定等の義務付けに関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。**

「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】②

＜その他主な検討の視点＞

- 計画策定が法令において「努力義務」として規定されていたとしても、住民への説明責任を負う地方公共団体にとっては、その規定自体が策定への強い圧力となっている。このような計画策定規定については、「（国の計画又は都道府県の計画を踏まえて）〇〇計画を策定できる」とする規定に改めることを検討すべきではないか。
- 施策を推進する目的に対し、計画策定という手法に限定する必要はないのではないか。
- 計画策定の期間として、策定作業に要する期間やPDCAサイクルを考えると、3年という期間は短すぎるのではないか。
- 記載事項が重複する同一分野の複数の計画について、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とすべきではないか。
- 都道府県計画を参考に市町村計画を策定する制度設計は、条項上は計画策定が任意だとしても、都道府県への実質的な義務付けにあたるのではないか。
- 財政支援に紐付く計画について、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするのではなく、補助金適正化法による対応で足りるのではないか。